

◆3月1日の本会議において、「ロシアによるウクライナ侵略に対し厳重に抗議する決議」を全会一致で可決しました。

## ロシアによるウクライナ侵略に対し厳重に抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵略は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす、明らかに国連憲章に違反した暴挙である。

プーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵攻に際した演説において、核兵器の使用を示唆する発言をした。核の威力を背景に威嚇し、武力によりウクライナを侵略しようとするロシアの行為は、核不拡散条約（NPT）に基づき各国が50年以上核軍縮に取り組んできたNPT体制を無力化してしまいかねないものであり、断じて容認できるものではない。

私たち長崎市民は、人類が二度と同じ過ちを繰り返さぬよう、「長崎を最後の被爆地に」と訴え続けてきた。決して、ウクライナに長崎・広島と同じ悲劇を起こしてはならず、そして地球上に、第三の戦争被爆地を生むことはあってはならない。

ここに被爆地長崎の市議会として、核の威力を背景としたウクライナへの侵略に強く抗議するとともに、ロシア軍が即時にかつ無条件で撤退するよう、国際法に基づく対応を強く求める。

また、政府においては、唯一の戦争被爆国として、核兵器による惨禍を再び繰り返さないよう、積極的に国際社会と連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対する万全の措置を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

## 長崎市宿泊税条例が可決されました

### ◆経緯

本市では、人口減少や高齢化の影響により、生産年齢人口や就業人口の減少に伴う税収減が見込まれていることから、新たな財源を確保する必要があるとともに、定住促進だけでなく、市外からの訪問客の誘致等により交流人口を増やし、地域を活性化して経済効果につなげることを目標としています。このようなことから、平成28年度より庁内関係職員によるワーキンググループでの協議や、有識者及び関係団体等による検討委員会での調査、審議を行い、宿泊税の導入について検討してきました。

### ◆条例の概要

本市内に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為に対して、宿泊者に課税するものです。税率は、宿泊料金に応じて1人1泊当たり100円、200円、500円とします。

宿泊税は、訪問客の利便性・満足度・再訪意欲の向上などに寄与する事業の財源に充てるとともに、徴収開始時期と合わせ設置される「観光交流基金」にその一部を積み立て、災害発生後等の観光需要の回復及び喚起などの事業の財源となります。

### ◆審査結果

付託された総務委員会では、課税免除の要件や観光以外の目的で宿泊する方への課税の妥当性について質すなど慎重に審査しました。その結果、課税免除の要件を明確にすること、具体例を示すことなどの要望を付した賛成意見が出され、原案のとおり可決するとともに本会議でも原案のとおり可決しました。

今後は、令和5年4月の導入を目指し準備が進められます。

